

広島歯科技工士専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び歯科技工士法の定めるところに従い、歯科技工に関する職業または実際生活に必要な知識技能を付与するための専門的教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、広島歯科技工士専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、広島県廿日市市佐方本町1番1号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員等

(課程等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の部	修業年限	定員
医療専門課程	歯科技工科	昼	2年	60人

2 在学できる期間は4年を超えることはできない。

第3章 学年、学期、及び休業日

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 本校の学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月21日から1月6日まで
- (5) 春季休業日 3月21日から4月5日まで

2 教育上特に必要のあるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学・転学及び休学等

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本校において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(転入学及び編入学資格)

第9条 転入学及び編入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、校長が入学を適当と認めた者とする。

(入学許可)

第10条 入学を希望する者には、選考を行い、入学を許可する。

(出願手続)

第11条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入学手続)

第12条 入学の許可を受けた者は、期限までに所定の書類に入学金を添えて手続をとらなければならない。

2 前項に定める手續が、期限までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(退学及び転学)

第13条 退学または転学しようとする者は、その事由を明らかにして校長の承認を得なければならない。

(休学)

第14条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって、休学しようとする場合は、診断書その他の事由を明らかにする書類を添え、校長の承認を受けなければならない。

2 特別の事由があると認められた者については、引き続き更に1年以内で休学期間を延長することができる。
3 休学中の者が復学しようとするときは、その事情を明らかにして校長の承認を受けなければならない。
4 休学年度は在学できる期間に算入しない。

第5章 授業科目・単位数・学習の評価・単位修得の認定および卒業等

(授業科目および単位数)

第15条 本校の授業科目および単位数は、別表1のとおりとする。

2 各授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については20時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別

に定める授業科目については35時間の授業をもって1単位とする。

(学習の評価)

第16条 学習の評価は、試験の成績、実習作品の成績及び平素の成績により評定する。

(単位修得の認定)

第17条 各授業科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は試験・実習作品の提出その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験)

第18条 前条に規定する試験は、毎学期末試験、卒業試験とする。

その成績は、各学科ごとに100点制によって採点し、60点以上をもって合格とする。

2 やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた学生に対しては、追試験を行うことがある。この場合には、所定の受験料を添えて、受験願を提出しなければならない。

3 試験の成績が合格点に満たない学科については、再試験を行うことができる。

(進級及び卒業)

第19条 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の三分の一を超える者については、進級または卒業することができない。

2 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の三分の一以内であっても、各学科及び実習に係わる出席時間数が所定の時間数に満たない者については、必要な補習を行ったうえ、進級又は卒業を認める。

3 本校所定の課程を終了した者には、卒業証書を授与するとともに、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第20条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員 4人以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 事務職員 1人
- (5) 学校医 1人

2 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。

第7章 授業料・入学金・入学検定料その他の納入金

(授業料等)

第21条 授業料、入学金、入学検定料その他の納入金は、別表2のとおりとする。

(納入)

第22条 授業料等は原則として1回で期限までに納入しなければならない。但し、やむを得ない事由によって1回での納入ができない場合は、2回に分けて納入することができる。

(納入金の不還付)

第23条 すでに納入した授業料、入学金、入学検定料その他の納入金は、理由のいかんを問わず還付しない。

第8章 賞罰

(褒賞)

第24条 学生がその成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは褒賞することがある。

(懲戒処分)

第25条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第9章 雜 則

(健康診断)

第26条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(施行細則)

第27条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は職員会議の議を経て校長が除籍する。

- (1) 第4条に規定する在学できる期間を超えた者
- (2) 授業料、その他納入金の納入義務を怠り督促を受けてもなお納入しない者

附 則

1. この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日 一部改正
3. この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日 一部改正
4. この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日 一部改正
5. この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正
6. この学則は、平成 元年 1 月 20 日 一部改正
7. この学則は、平成 3 年 4 月 1 日 一部改正
8. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日 一部改正
9. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日 一部改正
10. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日 一部改正
11. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
12. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

但し、この改正は平成 26 年 4 月 1 日以降の入学者に適用する。

13. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
14. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日の入学者から適用する。
15. この学則は、令和 2 年度新入学生から適用する。 (別表 2 の改正)
16. この学則は、令和 2 年度新入学生から適用する。 (別表 1 の改正)
17. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (定員の改正)
18. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 (名称変更)
19. この学則は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。 (別表 2 の改正)
20. この学則は、令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

但し、第 22 条の改正は令和 9 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

別表1

授業科目及び単位数

広島歯科技工士専門学校

教育内容	指定規則における単位数	学科目名	講義・実習の別	1単位当たりの時間数	学年別修得単位数		
					第1学年	第2学年	合計
医療専門課程 歯科技工科 (昼間部)	基礎分野	5	外国語(英語)	講義	15	2	
			造形美術概論	講義	15	1	
			情報リテラシー	講義	15	1	
			コミュニケーション学	講義	15	1	
	専門基礎分野	3	関係法規	講義	15		1
			歯科技工学概論	講義	15	2	
		7	歯の解剖学	講義	15	4	
				実習	45	4	
	専門分野	12	顎口腔機能学	講義	20		1
				実習	45		1
		7	歯科理工学	講義	15	7	
				実習	45	3	
		13	有床義歯技工学	講義	15	4	
				実習	45	6	6
		2	歯冠修復技工学	講義	15	4	
				実習	45	5	6
		2	矯正歯科技工学	講義	20	1	
				実習	35	1	
		2	小児歯科技工学	講義	20	1	
				実習	35	1	
		11	歯科技工実習	実習	45		13
		62	合計単位数			48	28
							76

【備考】 ※全科目必修である

※単位と時間数

1) 講義・・15時間の授業をもって1単位とする。

ただし、次に定める科目については、20時間の授業をもって1単位とする（顎口腔機能学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学）。

2) 実習・・45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、次に定める科目については、35時間の授業をもって1単位とする（矯正歯科技工学、小児歯科技工学）。

別表 2

授業料・入学金・入学検定料その他の納入金

課 程 ・ 科	医療専門課程 齒科技工科
昼、夜の別	昼 間 部
入学検定料	推薦入試 20,000円 一般入試 25,000円
入 学 金	300,000円
授 業 料	750,000円
実 習 費	350,000円

備 考 : 入学検定料及び入学金以外は年額である。
: 上記納入金は令和6年10月1日から適用する。